

特定第一種水産動植物（活・生鮮・冷蔵アワビ又はナマコ）を**当日仕入れかつ当日午後輸出する場合**の適法漁獲等証明書発給までの流れ  
【輸出事業者へのご案内】

本案内は、「水産流通適正化法第 10 条に基づく適法採捕証明書の交付等に関する取扱要領」（令和 4 年 10 月 28 日付け 4 水漁号 922 号）2（3）の「交付申請に係る貨物が少量の特定第一種水産動植物等（生きているもの、生鮮のもの又は冷蔵したものに限る。）であって、複数の特定第一種水産動植物等取扱事業者間で譲渡し若しくは引渡しがなされたものである場合」であって、当日仕入れかつ当日午後輸出する場合のみの交付申請及び発給に関する手続きの流れです。

**【輸出日前日までに対応していただくこと】**

(1) 適法漁獲等証明書交付申請書（暫定版でも可）を、輸出日の 2 営業日前 16 時までに、一元的な輸出証明書発給システム又は書面（郵送又は電子メール）で提出して下さい。

その際、輸出日当日までに申請内容に修正（重量・数量又は容器・包装の数の修正については以下①又は②の修正）があり得る場合には、備考欄（書面での申請の場合は欄外）に修正があり得る旨を記載。

- ① 重量若しくは数量又は容器若しくは包装の数について、(1)の申請時の数値を上回る修正
- ② 重量若しくは数量又は容器若しくは包装の数について、(1)の申請時の数値を下回る場合であっても、著しい乖離がある修正

(2) 備考欄等に修正があり得る旨の記載がされた申請については、水産庁が申請書の内容を確認した後に、輸出事業者に修正依頼がされる（一元的な輸出証明書発給システムでの申請の場合は、システム上で修正依頼がされる。）。 ※水産庁対応事項

(3) 輸出日の前営業日までに (2) で修正依頼がされた重量又は数量、容器又は包装の数、インボイス番号等の修正（重量・数量又は容器・包装の数の修正については (1) ①又は②の修正）内容が明らかになった場合又は修正がないことが明らかになった場合は、輸出日の前営業日 16 時まで、

- ①一元的な証明書発給システムで申請を行った輸出事業者は、一元的な輸出証明書発給システム

②書面（郵送又はメール）で申請を行った輸出事業者は、メールにて再提出（書面申請の場合で修正がないことが明らかになった場合は、修正がない旨をメールで連絡）して下さい。

---

**【輸出日当日の午前中までに対応していただくこと】**

（４）輸出当日に、（２）で修正依頼がされた重量又は数量、容器又は包装の数、インボイス番号等に修正（重量・数量又は容器・包装の数の修正については（１）①又は②の修正）がある場合は、**輸出当日 9 時までに、**

①一元的な証明書発給システムで申請を行った輸出事業者は、一元的な輸出証明書発給システム

②書面（郵送又はメール）で申請を行った輸出事業者は、メールにて再提出して下さい。

※（３）の対応ができなかったものであって、最終的に修正がなかったものについても、輸出当日 9 時までに、①の場合は再提出、②の場合は修正がない旨をメールで連絡してください。

⇒水産庁から適法漁獲等証明を申請者に P D F ファイルでメール送付

（５）適法漁獲証明書を通関時に提出